## きたまちじどうかん~小学生向けおたより~

北町児童館 ☆練馬区北町1-19-17 ☎3931-5481

※ 乳幼児事業については、乳幼児向けおたよりをご覧ください。

#### 関館時間(かいかんじかん)





刑は19月1日(カングンカングロンカング)									
		火	水	木	金	土	春夏冬休み 都民の日		
午前9時から午後6時						0	0		
午前10時から午後6時	0	0	0	0	0				
中高生タイム(火金) 午後 5 時から午後 7 時		0			0				

#### ※多目的室の利用は、年間通して午後1時まで乳幼児親子が優先です。

			て午後1時まで乳幼	したプリック		
日	月	火	水	木	金	±
					1	2
•		きは <b>ハンカチ(タオル</b> 、おもちゃの持ち込	おはなしの会 3:00~3:30 図書室	9時開館 草球クラブ ①2:30~3:15 ②3:30~4:15		
			中高生タイム 0~	多目的室		
3	4	5	6	·/ 多首的	室は 8	9
ずれか 文化の日 ***す お休み	振替休日 児童館は お休みです	中高生夕イム		様えま 科学でショー! 2:00~3:00 をもくてきりる 多目的室	・	きた 北きたフェスタ 2:00~4:30 (受付4:00まで)
10	11	12	13	14	15	16
お休み		ちょこっとアート 「カラフルしおり」 3:30~4:30 工作室 中高生タイム	The second secon		中高生タイム	9時開館
17	18	19	20	21	22	23
お休み		中高生タイム	Blood	つくってあそぼう 3:30~5:00 り ご作室	秋のお茶会 ①3:00~4:00 ②4:00~5:00 立祚室 中高生タイム	勤労感謝の白 児童館は お休みです
24	25	26	27	28	29	30
お休み		普 あそびクラブ 3:30~4:30 ちょくてきしる 多目的室 中高生タイム	ヒップホップダンス ①3:15~4:00 ②4:05~4:50 をもくてきしこ 多目的室	ハンドベルを やってみよう 4:00~4:30 替楽室	中高生タイム	9時開館

★ 駐 輪 場 のスペースが少ないので、歩いてきてください。ご 協 力 をお願いいたします。

# をたフェ

月 9日 (土曜)

2:00~4:30 (受付4:00まで)

くわしくは、 <sup>きた</sup> 北きたフェスタの お知らせを見てね!

ゲーム屋さんや食べ物屋さんがあります。 誰でも、無料で参加できます。

幹輪場がせまいので、歩いて来てください。



#### 科学でショ・

~オレンジシャーベット実験/

アレルギーの ある人は <sup>そうだん</sup> 相談してくださり

2:00~3:00 誰でも参加できます

ドライアイスの実験ショーを見よう!

# 日(火曜)

3:30~4:30

誰でも参加できます

### くってあそぼ

日 (木曜)

3:30~5:00【先着12人】

申込み 11月14日~

## ちゃかい

日(金曜)



 $03:00 \sim 4:00$ 

**24:00~5:00** 

【各回先着8人】

申込み 11月15日~

お抹茶をたてて、茶道体験!

#### ヒップホップダンス

日(水曜)

 $03:15\sim4:00$ 

**24:05~4:50** 

かくかいせんちゃく 【各回先着10人】

申込み 11月20日~

動きやすい服で、うわばきを もってきてください。

育込みについて

てみよう 4:00~4:30【先着10人】 がつ にち 申込み 11月21日~

#### でいたいものがあったら、本人が児童館にきて申込みをしてください。 <sup>でんわ</sup> もうしこ とも ぶん もうしこ 電話での申込みや、お友だちの分の申込みはできません。

※「誰でも参加できます」と書いてあるものは、単込みはいりません。 たいしょう しょうがくせいいじょう (対象は、小学生以上です。)

## おはなしの

日(金曜)

せんちゃく 3:00~3:30【先着15人】

当日30分前から申込み

一日(土曜)

 $02:30\sim3:15$ 

23:30~4:15 かくかいせんちゃく にん

【各回先 着8人】

10月19日~

**★12月**の卓球は**7月 (土曜)** 

# もぐもぐキッチン

わかめ ごはんで

日(水曜)

3:00~4:00

誰でも参加できます

# 昔あそびクラブ

日(火曜)

3:30~4:30

誰でも参加できます

知っていますか?子どもの権利条約

#### ころともの権利条約とは?

そどもの権利条約 (児童の権利に関する条約) は、世界中すべての子どもたち がもつ権利を定めた条約です。条約に定められている権利には、大きく分けると 以下のようかものがあります。









紛争に 巻きこまれず 、難民になったら 保護され、暴力や搾取、有害な労働など から守られる

A 作ったりできる

出典 (公財)日本ユニセフ協会





受けられるなどして、命が守られる



自由に意見を表したり、団体を